

第31回 日向市都市計画審議会議事録

1. 日時 : 令和5年11月14日(火) 10:00 ~ 11:15

場所 : 日向市役所4階委員会室

2. 出席者

第1号委員

黒木正一

第2号委員

黒木英和、黒木克彦

第3号委員

内田均(代理)

第4号委員

中原学、那須紘之

第5号委員

高木慎平、椎葉さおり、足立佳代

日向市長 十屋幸平

日向市建設部都市政策課 土谷和利、松葉進一、田尻陽一

日向市上下水道局下水道課 和田康之、直野将司、松岡昌志

3. 議案の内容

議案第1号 日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更(県決定、意見照会)

議案第2号 日向延岡新産業都市計画 用途地域の変更(市決定)

議案第3号 日向延岡新産業都市計画 下水道の変更(市決定)

4. 審議の経過及び結果

経過 : 議事録のとおり

結果 : 議案第1号 「原案に異存なし」

議案第2号 「原案のとおり承認」

議案第3号 「原案のとおり承認」

議事録署名

.....
.....
.....

事務局	<p>1. 開会</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より「第31回日向市都市計画審議会」を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めます日向市都市政策課の土谷でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>次第に沿って、進行させていただきますが、資料の確認をさせていただきます。会次第、座席表、議案書の3種類ですが、不足されている方はいないでしょうか。いないようですので、進めさせていただきます。</p>
事務局	<p>2. 委嘱状交付</p> <p>それでは委嘱状の交付となっておりますが、今回は委員の任期満了に伴いまして新たな人員体制によります初めての審議会となりますので、十屋市長より委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>なお、大変恐縮ではございますが、委嘱状は代表受領とさせていただきます。代表者といたしまして、黒木正一様をお願いしたいと存じます、前の方へお進みください。</p> <p>他の委員の皆様には、事前にお配りさせていただいておりますので、ご確認ください。</p>
市長 事務局	<p>(委嘱状交付)</p> <p>なお、委員の任期につきましては、条例により2年間と規定されておりますので、皆様の任期は令和7年11月13日までとなっております。また、2号から4号委員におかれましては、その職責を離れたときは、委員を辞したものとみなすと条例に規定されており、後任の方に、新たに委員にご就任いただくこととなりますので、ご了承下さい。</p>
事務局 市長	<p>3. 市長挨拶</p> <p>続きまして、十屋市長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(市長挨拶)</p>
事務局	<p>4. 委員紹介</p> <p>それでは、委員紹介に移らせていただきます。事務局でお名前をお呼びする形でご紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>それでは、事務局の職員をご紹介します。</p> <p>(事務局職員紹介)</p>

事務局	<p>5. 資格確認</p> <p>続きまして、資格確認の報告を行います。</p> <p>本日の出席委員は9名で、審議会条例第6条第3項に規定する委員の過半数を満たしており、本日の審議会は成立することをご報告いたします。</p>
事務局	<p>6. 会長選出</p> <p>次に、会長選出に移らせていただきます。</p> <p>審議会条例第5条第2項において、「会長は学識経験者のある者である1号委員のうちから委員が互選する」と規定されておりますがいかがいたしましょうか。</p> <p>(事務局一任の声)</p>
事務局	<p>事務局としましては、前会長であります黒木正一様に引き続き会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか？</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>それでは、黒木正一様に本審議会の会長にご就任いただくことで決定いたしました。</p> <p>黒木会長、会長席に、お移り下さい。</p> <p>それでは、黒木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>7. 会長挨拶</p> <p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>恐れ入りますが、この後市長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては、審議会条例に基づき、黒木会長に、議長をお願いいたします。</p>
会長	<p>署名委員選任</p> <p>議題に入ります前に、審議会運営規則に基づき、議事録に署名する委員2名を選任したいと思います。</p> <p>本日の署名委員として、「黒木英和委員」と「足立佳代委員」を選任したいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

会長	「黒木英和委員」、「足立佳代委員」、よろしくお願いします。
	8. 議案審議
会長	それでは、審議に移りたいと思います。
事務局	議案第1号 日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更について、事務局より説明をお願いします。
事務局	今回は、委員改選後の初めての都市計画審議会であり、初めて参加される委員も多数いらっしゃいますので、議題説明の前に都市計画の概要等について、ご説明させていただきます。
事務局	まず、日向市都市計画審議会についてですが、設置の根拠法令としましては、都市計画法第77条の2に基づき、都市計画に関し、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する機関となります。
事務局	次に、審議していただく内容としましては日向市都市計画審議会条例第2条に、審議会の所掌事務として3項目が定められており、1つ目が、市が定める都市計画に関すること。2つ目が、都市計画について市が提出する意見に関すること。3つ目が、その他市長が都市計画上必要と認める事項に関することとなります。日向市都市計画審議会条例、及び運営規則につきましては、議案書の17ページと19ページにお付けしておりますので、後ほどご確認下さい。
事務局	ここで、本日まで審議いただく3つの議案をご紹介します。議案第1号は、区域区分の変更で県決定に伴う意見照会を求められるものになります。議案第2号は、用途地域の変更で市が決定する都市計画になります。議案第3号は、下水道の変更で市が決定する都市計画になります。
事務局	議案で区域区分や用途地域など、あまり馴染みのない言葉が出てまいりますので、用語の説明を簡単にさせていただきたいと思います。
事務局	一番上の表に用語の定義を記載しております。まず、都市計画区域であります。これは都市計画法において一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域として定義されております。
事務局	続いて、区域区分であります。こちらは都市計画法において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画に区分を定めると記載されております。
事務局	具体的には、市街化を促進する市街化区域と、田畑や山林を保全するための市街化調整区域を定めることを言います。
事務局	続いて、用途地域につきましては都市計画法において、住居、商業、工業の用途を適正に配置することにより、適正な都市環境を保持するものと定義されておりますが、都市が発展する中で商業や工業はできれば住宅から離れていた方が望ましいと思います。
事務局	そのため、建物の建築が可能である市街化区域内において、区域内に建てら

事務局	<p>れる建物の種類を定める制度が用途地域となります。</p> <p>用途地域は、大きく住宅、商業、工業と分けられますが、都市計画法上では、住宅系は8種類、商業系は2種類、工業系が3種類に細分されており、計13種類があります。</p> <p>本日の審議案件である区域区分は県が決定し、用途地域及び下水道は市が決定します。</p> <p>なお、県の都市計画決定にあたり都市計画法第18条では、「都道府県は関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」と規定されており、このため今回の区域区分の変更を県が決定するにあたり、本市の意見を求められていることから日向市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、審議会に意見を伺うものとなります。</p> <p>次に、日向市の都市計画区域の概要についてご説明いたします。本市の都市計画区域は、門川町、延岡市まで広がる「日向延岡新産業都市計画」区域に含まれております。このため、本日の議案や本市が実施する都市計画事業の頭には「日向延岡新産業都市計画」という冠が付きます。</p> <p>なお、新産業都市とは昭和37年制定の新産業都市計画促進法により、地域格差の是正、大都市への人口や産業の集中化防止、都市機能の地方への分散などを目的に指定された区域であります。</p> <p>続いて、都市施設です。都市施設とは、道路、公園、上下水道など、まちづくりにおいて欠かすことのできない重要な施設で、都市計画に位置付けた施設を指します。本市では、本日、ご審議いただく下水道区域のほか、都市計画道路や公園、緑地などを都市施設として位置付けております。本市では、都市計画道路を44路線位置付けております。公園・緑地としましては44箇所を位置付けております。</p> <p>ここから、議案書の説明に入らせていただきます。</p> <p>まずは議案書1ページですが、こちらには市長から審議会に審議をお願いする旨の諮問書をお付けしております。</p> <p>諮問書を読み上げさせていただきます。</p> <p>日向延岡新産業都市計画の変更について諮問、都市計画法第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項及び日向市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の案件についてご審議くださるよう諮問いたします。</p> <p>「議案第1号 日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更 県決定 意見照会」、「議案第2号 日向延岡新産業都市計画 用途地域の変更 市決定」、「議案第3号 日向延岡新産業都市計画 下水道の変更 市決定」となっております。</p> <p>次に議案書2ページには、都市計画の手続きに関するフロー図をお付けして</p>
-----	--

事務局	<p>おります。本日の審議会は、県が決定する都市計画と市が決定する都市計画の双方が議題となっております。市が決定する場合と、県が決定する場合の手続きを比べると、7段目の案の公告縦覧までは、協議先が県か国かという違いのみで大きな違いはありません。案の作成後、市の場合は県と協議を行いながら、日向市都市計画審議会の審議を経て、手続きを進めていきます。</p> <p>一方、県が決定する場合には、国と協議を行いつつ関係する市町村の意見を聴きながら、県の都市計画審議会の審議を経て、手続きを進めていきます。本日の審議会後、市決定の場合は県知事と協議し、都市計画を決定し告示縦覧という流れになります。</p> <p>ここから議案第1号 区域区分の変更 県決定、意見照会について説明させていただきます。</p> <p>まず、3ページになります。こちらは、県から市長宛に届いた意見照会の依頼文の写しをお付けしております。</p> <p>次の4ページでは、県から送付された計画書をお付けしております。</p> <p>案件名が、日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更で、変更の理由としましては、「日向延岡新産業都市計画区域は、昭和45年に区域区分の決定を行って以来、過去7回の全体見直しのほか、随時見直しを行ってきたところある。今回、下ヶ浜地区については昭和45年から河川境界を区域区分線としているが、53年が経過する中で現在の河川境界と乖離していることから、現在の河川境界を区域区分線とするために市街化区域に編入するものである。」としております。</p> <p>解説させていただきますと、今回見直しを行う下ヶ浜地区は下の位置図で赤色で着色されている区域であります。ここは、塩見川の河口部の右岸側で、この区域は昭和45年の区域区分の指定時に塩見川と民有地の境界と思われるラインで設定しておりましたが、その後、半世紀以上が経過するなかで、土地の利用が進み河川との境界に擁壁が整備されるなど、当初設定のラインと現地で乖離が生じておりました。区域周辺の関係者との立会等を実施し、河川境界が確定したことから区域区分の見直しを行うものであります。</p> <p>この見直しにより、市街化区域面積は2,766ha増加し4,766haになりますが、都市計画区域全体面積としては、調整区域がその分減少することとなりますので、17,360haで変更はありません。</p> <p>続いて、5ページになります。2番の経緯です。こちらは日向市の区域区分の変更の経緯を記載しております。まず、昭和45年11月に当初の区域区分を設定し、その後適宜見直し等を行っております。</p> <p>続いて、3番の変更の内容です。(1)の人口につきましては、県が策定する日向延岡新産業都市計画の区域マスタープランに記載されている数値になります。この数値は、延岡まで含めた区域における数値になります。区域マス</p>
-----	--

事務局	<p>タープランは昨年6月に見直しが行われておりますが、前回計画は平成22年の国勢調査を基に令和2年度の目標が記載されており、昨年6月に見直しが行われた今回計画では平成27年度の国勢調査を基に令和7年度の推計値が記載されております。このほか(2)面積及び人口密度につきましては、今回の計画のものを記載しております。先ほどもご説明いたしましたが、今回、区域区分の見直しにより、市街化区域が2.7ha増加することとなり変更前の市街化区域面積4,763haから、変更後は4,766haになります。</p> <p>続いて6ページになります。こちらには、位置図をお付けしております。青い着色部分が現在の図面上の市街化区域であり、赤い部分が今回の見直しにより市街化区域に編入される区域となります。</p> <p>続いて7ページになります。こちらには、航空写真に変更前のラインと変更後のラインを重ねたものとなります。変更後のラインは、塩見川の管理者である日向土木事務所と区域周辺の関係者で過去に実施された協議立会の結果を市が復元したものとなります。主なポイントの写真をこちらに載せておりますが、どの境界も擁壁や法面等の地形地物と合致しており、この境界を新たな市街化区域の境界として、県により区域区分の見直しが行われるものとなります。</p> <p>議案第1号の説明は、以上になります。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの事務局の方から説明をいただきましたが、この議案に対するご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>質問もないようでございますので、議案第1号 日向延岡新産業都市計画区域区分の変更についてお諮りをいたします。</p> <p>本議案について、異存のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号の日向市都市計画審議会の意見として、「異存なし」と決定をいたします。</p> <p>次に議案第2号 用途地域の変更について事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号 用途地域の変更 市決定であります。</p> <p>これは、先ほどの区域区分の変更により下ヶ浜地区の市街化区域が拡大されたあとの用途地域を定めるものとなります。</p> <p>議案書は10ページになります。こちらには、計画図をお付けしております。隣接する用途地域は工業地域であり、工業地域としての土地利用が進んでおり</p>

事務局	<p>ますことから、当該地域における用途は工業地域にしたいと考えております。</p> <p>次に議案書の9ページに戻っていただきまして、用途地域変更の新旧対照表をお付けしております。新たに市街化区域に編入される区域を工業地域とする場合に、約2.7haが増加し変更後は7.7haになります。</p> <p>議案書の8ページでは、計画書をお付けしております。赤文字部が変更になるものです。工業地域の面積が7.7haに変更になり、これに伴い市街化区域の合計面積は1,739haになります。</p> <p>最後に議案書11ページになります。こちらは、本件に関する関係者との協議経過をお付けしております。令和2年4月頃から、県や国との協議を開始し、令和4年11月から河川区域確認調査を実施しております。この中で、平成17年3月31日に実施された県と区域周辺の関係者による河川境界確認のための資料が確認されましたので、この資料を基に、市が令和5年2月から3月にかけて、復元測量を実施し、関係者に改めて境界を確認していただき、承諾を得ております。</p> <p>その後、都市計画変更の手続きを経て令和5年9月に区域周辺の関係者へ今後の変更スケジュール等を説明したところであります。県との事前協議や都市計画案の縦覧を経て、本日ご審議いただく運びとなっております。</p> <p>なお、10月24日から11月6日に実施した縦覧において縦覧された方は1名であり、特に意見はありませんでした。</p> <p>今後は、県知事協議等を実施し来年1月下旬に告示して、この度の都市計画変更の手続きが完了する予定としております。</p> <p>議案第2号の説明は、以上になります。</p>
会長	<p>それでは、ただいま事務局の方から説明をいただきましたが、この議案に対するご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>質問もないようでございますので、議案第2号 日向延岡新産業都市計画用途地域の変更についてお諮りいたします。</p> <p>原案のとおり承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号については原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 下水道の変更について事務局からお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、議案第3号 下水道の変更 市決定について説明いたします。</p> <p>議案集12ページの計画書の内容について説明いたします。変更箇所としては、2. 排水区域、3. 下水管渠、4. その他の施設の変更を行うものがあります。</p> <p>変更理由につきましては、「本市の下水道事業は、供用開始から30年以上が経過し、近年、人口は減少傾向であり今後は下水道使用料収入が減少していくものと考えられています。また、施設及び管渠は改築更新費及び維持管理費、耐震化耐水化事業費の増加が見込まれ、今後は限られた財源の中で安定的、継続的かつ効率的な下水道経営が求められることとなります。このため、今回の都市計画変更では汚水処理区域を見直し、区域の縮小を行うとともに、下水管渠及び汚水中継ポンプ場の一部を廃止するものです。なお、今回の計画変更では汚水のみを見直し、雨水については今後策定予定の雨水管理総合計画において検討する」となっております。</p> <p>それでは、変更内容を1つずつ説明いたします。まずは、排水区域の変更になります。排水区域については「公共下水道により下水を排除することができる区域」のことで、排水区域には汚水と雨水がありますが今回の変更については、汚水処理区域のみの変更になります。現在、都市計画決定されている区域は左側図面のとおり約1,377haとなっておりますが、今回の変更で右側図面のとおり黄色箇所が縮小され変更後の面積が約877haとなります。なお、雨水処理区域については、今回変更を行いません。</p> <p>次に、下水管渠の変更について説明いたします。下水管渠につきましては、下水を流下させる開渠と暗渠の総称のことです。これにつきましては、変更前の汚水処理区域が約1,377haとなっておりますが、変更後約877haとなり1,000ha未滿となることから都市計画の廃止を行うものです。図面に記載しております、青点線部分が都市計画決定している往還汚水幹線になりますが、区域縮小に伴い右側図面のとおり廃止いたします。</p> <p>次に、その他の施設である仙ヶ崎汚水中継ポンプ場と赤岩汚水中継ポンプ場の変更について説明いたします。各ポンプ場の位置を示しているものが左側図面になります。その箇所を拡大したものが右側図面となっております、それぞれ区域縮小となる箇所に計画されていた施設となることから都市計画の廃止を行うものです。</p> <p>最後に、その他の施設である日向市浄化センターの変更について説明いたします。日向市浄化センターの位置を示しているものが左側図面になります。その箇所を拡大したものが右側図面となっております、浄化センター区域については赤色の範囲となり敷地の確定測量に伴い計画面積を変更するとともに、今後の人口減少等を踏まえ現状施設の処理人口と処理能力の変更を行うものとなります。</p> <p>次に、議案書13ページに変更対照表をお付けしております。こちらについて</p>
-----	---

事務局	<p>ては、これまで説明いたしました内容について対照表にしたものになります。</p> <p>次に、議案書14ページに経緯表をお付けしております。昭和49年に公共下水道の都市計画決定を行ってから、これまでの下水道の変更内容について表にしたものになります。</p> <p>次に、議案書15ページに都市計画の変更の経緯の概要をお付けしております。令和5年7月に県との協議を開始し、住民説明会を区域が変更となる地域で行ったところです。住民説明会でいただいた主な意見について、表の下段に記載しております。</p> <p>その後、県と事前協議、都市計画案の縦覧を経て、本日の都市計画審議会でご審議いただくこととなりました。10月24日から11月6日に実施した縦覧期間2週間において縦覧された方は1名であり、特に意見はありませんでした。今後は、県知事協議等を実施し、来年1月下旬に告示を行い、この度の都市計画変更の手続きが完了する予定としております。</p> <p>議案書16ページに変更区域図をお付けしております。黄色部分が汚水処理区域の縮小となった部分となります。この部分を取り除いたものが右側図面になります。</p> <p>議案第3号の下水道の変更についての説明は、以上となります。</p>
会長	<p>私からのお願いですが、住民説明会の中で下水道区域から合併浄化槽区域に変更となる中で、重要な説明や意見等があればその内容について説明をお願いします。</p>
オブザーバー	<p>下水道の区域縮小にあたっては、「国から汚水処理の10年概成」というものが平成26年度に示されています。令和8年度までに下水処理の概成を目指しなさいということで、そこに向けて日向市は汚水区域の見直しに関する市民検討委員会を立ち上げて、その中でも議論を行ってきたところです。併せて、先ほど説明させていただいたように市民説明会を開催し、今回の区域縮小というところに至りました。合併浄化槽への転換促進について意見交換を行ったところですが、その中で出されました意見で、下水道に繋ぎ込む場合にも個人の費用負担が発生いたしますが、合併浄化槽を設置する場合には国の補助金を活用することができます。それを活用した残りの個人負担と下水道繋ぎ込みの費用負担を比較したときに、合併浄化槽の方が個人の費用負担が多いことから、その部分について市の補助金拡充を求められる声が多かったところです。これを受けて市民検討委員会でも、日向市に対する提言書にその部分が含まれております。</p> <p>その提言書を受けて日向市は、補助制度についての見直しを来年度以降に着手したいと考えているところです。</p>

オブザーバー	<p>若干補足をいたしますと、公共下水道というのは家庭からの生活排水などの汚水を全部浄化センターに集めて集合処理を行い、適正に処理を行ってから河川に放出をするものになります。</p> <p>下水道区域の見直しについては区域の縮小になりますが、区域縮小した箇所の生活排水については個別処理を行ってまいります。個別処理には、トイレだけを処理する単独浄化槽とお風呂などの生活排水を含めた処理を行う合併浄化槽があります。市で今行っている生活排水の処理の手法としては、公共下水道や秋留や美々津、東郷などの一部で行っている農業集落排水があります。これは、公共下水道に近いです。それ以外では、合併浄化槽処理の3つの手法で生活排水の処理を行っていますが、公共下水道や農業集落排水で行った処理後の水質と合併浄化槽処理後の水質については同等のレベルになっていますので、河川に放出するにあたり自然環境に与える影響は少ないです。合併浄化槽転換促進を行うにあたり、市民検討委員会で個人負担の軽減について検討して欲しいと言った意見がありました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの内容等について、ご意見、ご質問はないでしょうか。</p>
委員	<p>まず1点お伺いします。今回の変更によって、この影響を受ける住民の数はどれぐらいでしょうか。議案集13ページの処理施設の処理人口を確認したところ、42,000人が31,000人になるということで約11,000人ぐらいが影響を受けるのかなと思ったところですが、いかがでしょうか。</p>
オブザーバー	<p>黄色区域の影響人口は約11,500人ぐらいですが、現在合併浄化槽を設置されている方々が7,700人ぐらいであり、先ほどの約11,500人に対して約7割弱の方が既に合併浄化槽設置をされているということで、残りの約3割の方々に今後合併浄化槽への転換促進を市からお願いさせていただくという形で進めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>その後、残り約3,800人ぐらいの方が転換しなければならないということで、私の認識では合併浄化槽に変更する場合の費用が100万円程度との認識を持っていますが、各世帯に約100万円かかるとなるとかなりの負担になるような気がいたしますが、その認識はいかがでしょうか。</p>
オブザーバー	<p>ご指摘のとおり、合併浄化槽設置をした場合、規模にもよりますが5人槽であれば約90万円から100万円弱の負担が必要になりますが、転換に関する補助金を活用すると約43万円補助されます。残りの約50万円程度が自己負担額になります。これは土地の形状であったり家屋建物の形状によって若干前</p>

オブザーバー	後はしますが、下水道の繋ぎ込みと比較した場合に、下水道の繋ぎ込みの自己負担額は平均すると約33万円程度であり、約20万円の差額が生じることから、見直しを行っていきたいと考えているところです。
会長	下水道の場合は、土地に対して受益者負担金を納める必要があり、繋ぎ込みの費用と受益者負担金で相当な額になると思うが、受益者負担金の平米あたりの金額はいくらか教えてほしい。
オブザーバー	平米あたり460円です。
会長	平米あたり460円ですから、一反持っていれば46万円は受益者負担金として市に納入することになります。 それと財光寺南地区の区画整理は、当初から合併浄化槽設置をお願いしている経緯があります。
委員	それであれば、処理区域を外しても問題はないというところですね。
会長	他に、ご意見、ご質問はないでしょうか。
委員	雨水管理総合計画とは、そもそもどのような計画か教えてほしい。
オブザーバー	近年、全国で発生しているゲリラ豪雨等で市街地の浸水被害等が頻発していますが、国から水防法等の改正も含めて、ハザードマップの浸水が想定される区域を明確にし、公表するように義務付けもされているところです。浸水リスクを適切に評価をして、被害の大きいところから中長期的な計画を作り、浸水対策、下水道整備を推進していこうとしています。令和5年から現状の雨水管の全容調査を開始しまして、令和6年度から内水浸水シミュレーション、ハザードマップの作成を行い、段階的な対策方針などを定め、対策をすべき地区の設定やその計画作りを令和7年度までに完了させ、令和8年度以降の対策に繋げるようなスケジュールを計画しています。
委員	縮小する区域に、浄化センターが含まれているが問題はないのか。
事務局	浄化センターについては、処理施設として都市計画決定を行っていることから、汚水処理区域から外しても問題はありません。
会長	他にはございませんか。

<p>会長</p>	<p>ご意見、ご質問もないようでございますので、議案第3号 下水道の変更に についてお諮りいたします。</p> <p>原案のとおり承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号については原案のとおり承認することといた します。</p> <p>以上で、本日審議予定の議案は全て終了いたしました。</p> <p>本日決定した事項につきましては、本日付をもって市長に答申を行うことと いたしますが、この答申の文案については、会長に一任ということによろしい でしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それではそのように決定いたします。</p> <p>続いて、その他になりますが何かありませんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>9. その他</p> <p>先ほど議事録署名人の指名がございましたけれども、本日の議事録につつま しては事務局の方で作成をしまして、後日会長と議事録署名委員により内容を ご確認いただいた後、市のホームページにおいて公表させていただく予定とし ておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上であります。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、全ての議題が終了いたしましたので、会の進行を事務局にお返し します。円滑な議事運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>黒木会長、どうもありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>10. 閉会</p> <p>それでは、以上をもちまして第31回日向市都市計画審議会を閉会させてい ただきます。長時間のご審議、誠にありがとうございました。</p>